

平成 28 年 度

新庁舎建設に関する特別委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- 1. 3 月定例会付託案件 1 6
 - 1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査 1 8
-

平成 2 9 年 3 月 2 1 日（火曜日）

新庁舎建設に関する特別委員会会議録

平成29年3月21日 火曜日

午前10時00分開議

午前11時42分開議（実時間91分）

新庁舎建設課 辻 雅彦 君
新庁舎建設係参事
財政課長 尾崎 行雄 君

○記録担当書記 岩崎 和平 君
松本 和美 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第6号・平成29年度八代市一般会計
予算（関係分）
1. 新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設
に関する諸問題の調査
（新庁舎建設事業に係る財源について）

○本日の会議に出席した者

委員長 前垣 信三 君
副委員長 幸村 香代子 君
委員 亀田 英雄 君
委員 友枝 和明 君
委員 成松 由紀夫 君
委員 野崎 伸也 君
委員 橋本 幸一 君
委員 橋本 隆一 君
委員 古嶋 津義 君
委員 増田 一喜 君
委員 村上 光則 君
委員 山本 幸廣 君
委員 矢本 善彦 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長 岩本 博文 君
新庁舎建設課長 谷脇 信博 君
新庁舎建設課 垣田 治嗣 君
新庁舎建設係長

（午前10時00分 開会）

○委員長（前垣信三君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから新庁舎建設に関する特別委員会を開会いたします。

本日の開催は、去る3月13日の本特別委員会の審査におきまして、先般行われました新庁舎建設基本・実施設計業務委託に係る公募型プロポーザルの結果及び最優秀者を決定された経緯についての詳細な資料を求める意見があり、執行部がその資料準備に要する期間を鑑み、本日、改めて開催するものであります。

さきの委員会では、まことにもって委員長の不徳でありまして、事前に執行部からいろんな情報を得て、皆さん方にお話をするべきでしたが、副委員長ともお話をしながら、とにかくこの3月議会の委員会だけでは何とかしたいということで辞任をしたいような気持ちでおりますが、今回はそういった事情を含めて会議を進めたいと思います。

その後、委員長、副委員長を含めまして、執行部とのやりとりをいたしました。で、最終的にはいろんな資料を全部出してくれという話をしました。きょう、皆さん方に後でまた執行部からの説明があり、資料なりが配付されると思いますが、資料については業者名は匿名です。それと委員会の委員さんの名前も匿名にしてある資料をお出しをいたします。これは基本的には個人情報だったり、いろんなものが絡みますので、そのあたりは御容赦をいただきたいと思います。

います。

それでは、執行部より、先ほど申しました件にかかわって説明をいただきたいと思います。

○財務部長（岩本博文君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）きょうはせんだつての特別委員会に引き続きまして、新庁舎建設の設計業者の選定に係るところでのお見せできる限りの資料ということで、精いっぱい検討させていただいたところでお示しをしているところです。詳細につきましては、この後、担当係長の垣田係長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）新庁舎建設課の垣田でございます。本日は発言の許可をいただきましてありがとうございます。

今回の新庁舎建設設計業務委託につきまして、特別委員会の皆様に十分な説明ができていませんでしたことを、まずもっておわび申し上げます。また、御質問に対して適切に回答ができませんでしたことを、重ねておわび申し上げます。

今回の設計業務委託業者選定に際しましては、審査委員会におきまして市民への情報公開、参加していただいた業者の独自技術の保護、各結果公表に際して非選定になった業者への配慮など、審査委員会において慎重に御配慮いただきました内容に基づき実施させていただきました。今回の審査委員会の所掌事務としましては、委託業者の選定基準に関すること、選定基準に基づく審査に関すること、審査結果の報告及び公表に関すること、その審査を公平かつ適正に実施するために必要な事項に関することとして組織を組ませていただいております。

この公平公正な審査を実施するために事前の業者への接触がないなど、審査委員会に影響がない配慮、それから公平な審査を実施するため

に審査項目の詳細を非公開にしているところでございます。

この審査項目の詳細を非公開にしていることのもう一つの理由がございます。今後、新庁舎建設を推進していく中で、ほかの事業において審査基準等で活用する可能性がございます。以後、業者選定時に公平公正な審査ができるようにと審査委員会からも助言をいただいているところでございます。

この後、配付を予定しております資料につきましては、本日特別委員会のみで使用させていただきたいと思っております。こちらは審査委員会に相談をしておりますので、了承いただいておりますので、今回お手元に後ほどお届けします。何とぞ御理解のほど、よろしくお願いいたします。

まずは、審査委員会の経緯から少しお話をさせていただきますと思います。

今回の選定委員会の構成につきましては、新庁舎建設を行った他自治体の事例を研究いたしました。多くの自治体において、学識経験者、外部の方を初め、副市長や関係部長など内部も含めた構成が多くありました。八代市では、審査における透明性の確保の観点から、学識経験者を含む全て外部委員で構成を予定させていただいたところです。しかしながら、熊本地震の影響もあり、県内大学等の先生方は、国交省です、国等の依頼により現地調査に当たられた関係で、非常に選定が難航いたしました。その関係で、大学のほうにですね、推薦依頼をいただきまして、今回5名の先生方、それからその先生方から、国の基準に非常に合わせて選定したほうがよくないかということもありまして、国交省から推薦をいただけないかということで、国土交通省九州地方整備局をお願いをしてお一人御推薦いただいて、計6名で審査をしたところでございます。

プレゼンテーション・ヒアリング審査、これ

は1月の21日に行いましたが、この約1カ月前、12月の26日に、今回手を挙げていただきました5事業者の提案書が提出されております。その際、同日付で各委員の方々には早く内容を見ていただき、精査をしていただくということで送付をしたところでございます。このことは、審査委員の皆様にはできるだけ時間をかけてごらんいただくことに加えて、提出要領に基づき提案されているかの確認も含めたものでございました。

提出要領では、イラスト、視覚的表現等については文章を補完するために必要な範囲において認めるが、具体的な建物の設計の表現をしてはならないと。表現方法について、許されない表現を用いた場合、減点や失格になる場合があります。これは要領のほうに書かせていただいたところです。

ある程度の表現を5社ともですね、していたこともあり、こちらから内容をお送りする際にですね、先生方にこれで大丈夫でしょうか、要領のほうにはこう記載しておりましたが、これは範囲ですかということもお尋ねをあわせてしたところです。

その回答としましては、審査委員会の皆様は、特に絵がなくても審査は可能ですということでございました。ただ、八代市として市民に広く公開する、透明性を図りたいという意向を伝えていた関係もございますけれども、であれば、ある一定の条件を付してこの絵を使っているではなかろうかということで、御了解をいただいております。

条件としましては、公開プレゼンテーションを行う1者ごと、5者おりましたが、各1者ごとにプレゼンテーションの開始前、それからプレゼンテーションの終了後のアナウンスとして、プレゼンテーションにおける技術提案は、設計者を特定するためのもので新庁舎のデザイン等ではございません。今後は、特定しました

事業者とともに市民の意見を伺いながら設計を進めてまいりますというふうにアナウンスをしてくださいということを経済条件にですね、絵を出させていだいたところでございます。

次に、技術提案等の作成に関しまして、少し審査等に関しましてお話をさせていただきます。

今回、資料のほうを準備しておりますので、後ほどちょっとお手元にお届けして御説明をさせていただきますと思いますが、委員長、よろしいでしょうか。

○委員長（前垣信三君） はい、どうぞ。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

それでは、ただいまより配付いたします資料は、今回1次審査、2次審査と分けております。今、最初にお配りするのは1次審査のものでございます。

（資料配付）

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

まず最初にA3のほうですね。A4のほうは、また後ほど御説明いたします。A3のほうにつきましては、第1次審査の審査項目でございます。こちらのほうは、左側に評価基準としております。これは、仕様書等に最初にお出しして、業者の方にも見ていただいている配点でございます。右側のほうは、実際に審査委員の方々が点数をつけられたときの表でございます。非常に技術実績等ですね、細かく分けて、先生方、御検討していただいたものに点数をつけていただいたということでございます。

実際、こちらの配点でいきますと60点という大きな項目がございます。こちらのほうが右側の真ん前付近ですね、非常に大きい項目になっておりますが、こちら、技術者の関係でございまして、内容的には非常に専門家でないわかりづらい評価項目になっているかもしれません。ただ、これぐらい詳細に分けて審査をしたほうがよいということで、審査委員会が取り決

めて実施をしていただいたところでございます。

この一番左側の下のほうにもちょっとございます。同種業務とか、類似業務とかございます。この判定につきましても、各業者から出された実績に基づきまして、こちらが区分けをしたものを審査委員会の方々に最終判断をしていただいて点数に結びつけたということでございます。全体的に審査委員会がつくった評価表、それから審査委員会の了承を得て、点数を付したということでございます。あくまでもこちら事務局として事務補助役割で集計をさせていただいたところでございます。

次に、お手元でございますA4サイズとA3サイズがございます。まずはA4サイズのほうから御説明いたします。

こちらは2次審査の評価表でございます。審査委員の皆様は、審査委員をお願いしてここに至るまでさまざまな場面で会議等をしていただき、こういった内容をつくっていただいております。先ほどこっちとお話ししましたが、12月末に各事業者から提案書が出てまいった際にですね、先生のお手元に届けた、その際に先ほどの絵とかですね、そういったものの禁止事項がないかという審査をしていただいた、プラスですね、そこで各専門委員の方々、専門の方々ですので、その各社から出たものにコメントでですね、次、質問は何をするとか、こういうのはどうだというのを書かれたそうです。ただ、今見ていただくA4には、審査におけるコメント等の欄がございません。それはそういう意味でございまして、事前にとられた資料の中にいろいろ記載をされていたということで聞いております。

今回は、5段階評価でつけさせていただいておりますので、次のA3判を見ていただきますと、これは1位から5位まで全て点数を表記させていただきました。これが今回の全ての情報

でございます。

上から順に1位、2位、3位と順番をつけておりますが、その中でも各1次点数、それから2次点数、それから合計点数というふうに出しているところです。

審査委員会のほうでは、2次のプレゼンテーションだけではなく、1次の技術力——、どうしても組織力、それから技術力、そういったものが必要だろうということで、今回は1次と2次を合計した点数で評価をするべきだということから、今回こういった方法で選定をさせていただきました。

詳細につきましては、左側の項目が今回テーマとしたところでございますので、それについて各委員が何点つけられたかというのは大体見ていただけるのかなというふうに思っているところです。

続けてよろしいですか。

○委員長（前垣信三君） はい。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

それでは、最終の審査の報告をちょっと御説明をさせていただきます。

最初にお配りしていたものが、委員長の最終的な結果の講評でございます。これは今まで何をしたんだという経緯から審査委員のお名前も入っております。それから、今回の1次選定の理由、それから2次選定の理由、それと全体の総括ということでございます。

今回の委員長を初め、皆さんの趣旨としましては、できるだけ参加された業者さんへの配慮、それから市民の方にはわかりやすく、それから審査委員会も今後何かお世話になる場合にですね、私たちがこれは配慮したことです、またお願いをする場合にですね、快く受けていただけるようにということも含めて、いろんな配慮をさせていただいた中で進めてまいりました。それで、審査会当日まではですね、匿名として、外に漏らさずですね、させていただいた

事項でもございます。

こういった状況の中ですね、非常に特別委員会の皆様には報告が遅くなったこと、それから事前の説明で言葉が足りなかった部分もございます。そういったものは全てですね、おわび申し上げたいと思いますし、今回の内容を見ていただいてですね、いろんなお考え、それから今後もあるときには御指導等もあるかもしれません。そういったものも含めてですね、いただければと思っております。

最後に、こちらの評価表のほうはですね、冒頭ちょっと申し上げましたが、今後の審査等で十分生かしていくべき評価項目だと思ってつくっています。ですから、これが外に漏れてしまうことで、業者の方等をですね、公平公正な審査ができなくなる可能性がございますので、今回はこの場だけで御紹介をさせていただいたところです。ありがとうございました。

○委員長（前垣信三君） ただいまの執行部の説明について、質問等はございませんか。

○委員（亀田英雄君） きょうの会議は2回目ということですね、冒頭に委員長からお話がありましたし、今、係のほうからも丁寧に事の経過についてですね、説明がありましたので一定の評価はしたいというふうに思うんですが、まず冒頭に部長から今のごつ係の話を丁寧にしてもらえばですね、もっと気持ちがよかったのかなというふうに思います。

今後もですたい、情報の、何と申しますか、公開、透明性の確保ということに取り組んでいかれるのであればですよ、そのようなことで気持ちがあられるのならば、ちゃんとした節目節目の、決まりましたという話だけじゃなくて、このようなことにしっかり取り組んでいきたい。あえてですね、苦言を申し上げたいというふうに思います。

でですね、質問なんです、これは出てないですか、1次審査のこの内容、評点をちょっと

今見たばかりですね、ちょっとあれですが、1次審査でほとんど決まったような感じも受けられますよね、これ。そう言えば身もふたもなかですが、1次審査の点数が大きく明暗を分けていると、2次審査で1位と2位が逆転したというような感じかなというふうに思っておりますが、1次審査のこの60点の部分、やっぱり専門家じゃなければ難しかということだったんですが、こいばどげんしてつくられたかというとは、ちょっともう少し。事務局だけでつくられたのか、どのようにして取り組まれたのかということをお尋ねしたいと思っております。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 新庁舎建設課の辻です。よろしくお願いします。

この1次審査の審査項目につきましては、選定委員の皆様と内容を詰めてまいりました。内容的にいけますと、実際に今までの庁舎の実績、これをどのように捉えるかということがございました。項目としましては、実績の種類としまして、庁舎そのものを設計したのか、または類似の施設を設計したのかや、その庁舎の規模、あとはかかわった立場。これは監督的な立場であるのか、それとも実務を取りまとめるリーダー的な役割なのか、あとは実際の一技師としてかかわったのかということで評価を変えております。

実績の中で、免震、あるいは制震設計の有無があったかどうか、これをトータルで見まして、点数を最終的に出したところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） この60点の部分が専門性の高いという話やったですけど聞いたんですが、そいばどげんして詰めていかしたのかなということをお聞きしたかったんですよ。事務局だけでしたのか、選定者委員会でされたの

か、ここが多分大きかったですよね。

1次審査と2次審査に分けられとつということ、そいが1点ですよ。で、それぞれコンセプトのあったと思うとですたい。分けた意味。1次審査をした意味、2次審査の意味というのをちょっと。その辺の目的というとは、ちょっともう少し詳しくお聞きしたいと思います。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

まず、この1次審査の60点配点、非常に大きいものでございますが、先ほどちょっとおっしゃった部分にも、少し御回答を差し上げたいと思います。

業者によって、非常に、これは差がついております。これはですね、熊本地震の後、オリンピックも含めてだと思いますが、非常に業者の技術者の数が少ないということを聞いておりました。その中で参加していただいたところで、精いっぱいですね、技術者をそろえていただいたということではございましたけれども、なかなかこちらが完全な体制、それから一部点数の低いところはですね、技術者が出したいけれども、どうしても今は手が離せない時期なんだということで、点数差がそこで出たということでございます。

それに加えまして、その配点の中身につきましては、審査委員会の皆様につくっていただいた項目ではございますけれども、私どもですね、出されたものの中を一応事務的に整理をさせていただいて、審査委員会の方々に判断をいただいた部分でございます。ですから、この方は何級を持ってるとか、こういう実績があるとかいうことは私たちも読んでとれるところはありますけれども、判断のつくような内容ではございませんでしたので、そこらは審査委員の皆様にお任せしたところでございます。

それから、第1次審査が100点、それから第2次審査が150点ということでございます。

第1次審査のほうにつきましては、技術力、それから企業の体制ですね、そちらのほうが非常に重要であるということは委員の皆様もおっしゃっていましたが、最終的には基本構想をもととして、広くアイデアを募ったのが今回の2次審査の結果でございます。こちらは、市民の皆様がどのようにして今後八代市役所をうまく使っていただくか、そういったことの提案でございますので、技術力を100、それから提案力のほうを少し割り増ししましょうということで150につけていただいたということで、私は伺っているところでございます。

以上です。

○委員（亀田英雄君） 済みません、1次審査の目的は、技術者、ここの会社の実績を見ると、ということが目的だったのかなと。私なりの評価ですね。2次審査は、今、アイデアを見るということで理解してよかったですかね。

○委員長（前垣信三君） 垣田係長、それよろしいですか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君） はい。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 1次審査のほうですね、6者あられたのが1つ減ったということだったですけども、これは先ほど言いなつたように、専従で八代市役所に取りかけられる方が少ないとか何らかの理由があつただろうと思うんですけども、その理由ばちょっとお聞かせいただけますか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

今、委員おっしゃいましたとおり、もともと6者でございました。その中で1者を最終的には1次で非選定させていただいたんですが、こちらのほうはですね、全体を通しましていろんな事情が絡むと思います。技術者の数もそうなんですが、今回は八代市役所ということで、自

治体、官公庁のですね、実績を非常に点数として捉えておりました。その関係で、非選定となったところは、ほかの物件は非常に多いんですが、公共施設、自治体の経験が少なかったということも加わりまして、技術者で少なく、それから実績でも少ないということで、最終的に非選定になったという経緯でございます。

以上です。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（野崎伸也君） 2次審査の前かな、技術提案が出てきて、そういった中で、説明にもあったですけども、この間の委員会の中でも言いましたけれども、具体的なですね、やっぱり新たな庁舎の階数だったりとか、割り振り、配置図だったりとかっていうのが出たっていうところをですね、やはり一番気にしてたんですよ。

今回、説明があったですけども、それは事前に審査委員の方々にお聞きして、これは許される表現ですねという確認をしてされたっていう話なんですけれども、どう見ても、きょうですね、いただいているのを見ると、許されない表現の中に入っとじゃなかりうかっていうのがですよ、どうもそれが払拭できないんですよ。それは、執行部からいけば選定委員会のほうがうんと言わしたけん、よかですという話かもしれないんですけども、どうも腑に落ちないと思うとですよ、それが。

実際、それが今後、出されたものが優秀賞をとられた方の提案された絵とかですよ、そういった階数とかっていうのが市民の中に残っていないようにというような配慮ですよ。今後はそれをもとにやっていきますっていう話だったですけど、果たしてどうかなと思うんですよ、やっぱ。実際、そういうふうな形で何階建

てというのが広まってるというところがありますので。

しかも私たちもですよ、今からまたその中で、庁舎の大きさとか、形とか、面積とか、そういったものをここで議論していく中でですよ、ある程度、いろんなことを執行部、または設計者も入ってからっていう話をですね、今後してましたよね、今後はっていうところで。その中で、私たちがこういう意見、ああいう意見というようなことをですよ、大きさとかそういったところにも言及したときに、じゃあ、それがちゃんと受け入れられるかどうかっていう、ちょっと一抹の不安もあったとですたいね。実際、もうそうやって設計したっていうのは出してるわけですから。そこをどやんふうに捉えます、今後。設計者の方には、そういうことはちゃんと話ができてるんですかね。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

今、御質問の絵に関しましては、今、お手元にあります仕様書の中にうたっているところがございます。これは、国交省の基準をもとに作成したものでございますが、本来、自治体、公共施設等のこういう業者選定に係る場合は非公開が多いというふうに聞いております。その際には、こういった項目で出されることが多いというふうにも伺ったところです。ただ、今回は、市民に公表するということが前提ということでしたので、業者のほうもそのあたりはぎりぎりの線で配慮をしたいということのあらわれだったかというふうに思います。そのあたりも含めて、審査委員の皆様は酌んでいただいたのではないかというふうに理解をするところで

す。

今、こちらの絵があるということでございますが、後ほどちょっと委員長のほうに御相談いたしますが、実際、絵に描かれたものといえますのは、今回うちのほうが大体の大きさで、市民の皆様がうまく使える庁舎はどういうもので

すかという問いかけをしています。その範囲内です、大体の階層、そういったイメージとかはつくられたものだろうと思います。

ただ、委員おっしゃいましたとおり、今後が心配だ、市民の皆さんのですね、意識づけになったんじゃないかということもございます。ただ、今回は、今ですね、まさに設計の業務を始めようとしておりますけれども、今、市民の皆様から御意見をいただいております。市民のスペースはこういう感じでどうでしょうとイメージを話す場合にはですね、使えるかもしれません、実際に設計に落とすとなったときには、業者のほうにはですね、しっかり市民の声を捉えて設計をしてくださいねということで、再三申し上げてるところでございますので、十分今から議論を進めさせていただく中でですね、形、それから階層等は変化してくるものだろうというふうに考えております。

資料のほうは、一応御準備しましたけれども、委員長にお任せします。

以上です。

○委員長（前垣信三君） ほかに質問ございませんか。

○委員（山本幸廣君） この資料をちょっといただいたんですね。この資料。設計者の選定結果の報告書、1月23日の資料をいただいて、1番、裏面のところの、委員長がその審査の講評も含めて、先ほど来、係長から説明があったような中で、下段のところの枠の中に入っている中で技術提案、先ほど言われたようにですね、新庁舎はデザイン等ではありませんと、設計者を特定するためのものでありますよということを委員がずっと話をしておる。この枠の中っていうのは委員長が書かれたんですか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

こちらは先ほどプレゼンテーション当日にアナウンスしたものと同じものを掲載させていただきました。それは、1月21日の5者のプレ

ゼンテーションの際にですね、こちらのコメントを言ってくださいということで、審査委員長のほうからいただいたものでございます。それを転記させていただきました。（委員山本幸廣君「じゃあ、委員長が、この講評のこの資料に委員長のほうでまとめて、この括弧の中身は書かれたんですかということです。それだけでいいですよ」と呼ぶ）括弧の中にはですね、委員長から一番最後にこのコメントを載せておいてくださいということで指示がありましたので、再度、このコメントでよろしいですかという確認をいたしましてお載せさせていただきました。（委員山本幸廣君「事務局で書いたということですよ」と呼ぶ）そうです。

○委員（山本幸廣君） 確認ありがとうございます。点数は、書いてありますところの1位のところの……。5番目の方々の委員の点数を見てください。合計が23点、委員1の方々が16点、点数の差が7点ありますね。（「委員5は、30点満点、ここで5、5、5、4、4を足せばいいんですよね」と呼ぶ者あり）はい。23点やろう。（「そうです、そうです」と呼ぶ者あり）委員1の方は16点やろう。（「はい、はい」と呼ぶ者あり）この差は7点ぐらいの差があるんですよね。委員の名前を言われないということでありますので、見たら一発でわかりますよ。

不信感を抱くという、私はそう思います。こんな7点も差のつくかな。ということは、事務局にそういうことを言っても何にもならないんですけれども、公表するなら委員の名前も公表してですよ。今まではそういう委員の名前が出てきておったんですから、なぜ委員の名前を公表しないかという。情報の公開の中では、我々議会にはですよ、委員の名前ぐらいは公表していいんじゃないかなというふうに思うし、このように不信を抱くようなことじゃいけないというような感じを受けましたので、指摘をしてお

きます。あとは何も言いません。指摘をしておきます。後から何が出てくるかわかりませんからですね。

それと、先ほど来、亀田委員からも質問が来ておりました、A4のところの配置予定技術者の資格及び実績というところの中で、配点については60点。この60点というのが一番危惧されるような気がしてならないんですね。まずは、専門の技術者というのが、やっぱり、今、豊洲だって専門部会とかですね、いろんなところで問われている、マスコミで報道してるんですけども、その上の欄の専門分野の技術者の資格という、ここらあたりの配点というのは、私はおのずともう少し点数が上がってくるような気がするんですけどね。そこあたりについてはどうですか。

これはですね、なぜ、私が言いますかというのと、今、資料いただいて、評価の基準の中で（1）の人を見てください、下を。これについては事務局において取りまとめを行い、選定委員に提出をすると。ですね。事務局で取りまとめを行い、選定委員に提出をすると。今ですね、資料をいただきましたのに目を通しただけなんです。私の両眼が間違っておれば間違っておるという判断が出るんですけど、これも間違いはないですよ、記載をしてあるわけですから。それについては、先ほど来の説明の中では、事務局と選定委員の方々と特に有識者も一緒になってから取りまとめたという報告がありました。これも私の耳がちょっと間違っておればですね、聞こえなかったというふうに感じれば、それでいいんですけども、私としては両眼も、そしてまた耳もしっかりして、まだおります。そういう中での今の質問でありますので、ここらあたりについてもですね、専門分野の技術者の資格、これは構造から機械から電気、きょうはたくさんの方々の方が傍聴に来ておられますけども、ここらあたりの技術的な問題ののです

ね、配点っていうのは、私は少し、この60点のウェートを置いとるのは、何か意図があるのかなという感じがしてならないんですけども、そこらについて説明してください。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 新庁舎の辻です。よろしくお願いします。

まず、お手元の資料、最初に配りました厚い資料がございますが、八代市新庁舎建設設計業務委託公開プロポーザルということで資料をお渡ししているところですが、この資料の最後のほうの設計の様式集というのがございます。様式集の中で、開きますと左上に様式何号ということで書いてありますが、その中で様式4号から様式の8号までが技術者の実績を記入する項目となっております。この中で、例えばですが様式4号で、管理技術者の業務実績等ということで、一番最初の頭に書いてありますが、資格等の中で1級建築士が必要だということで書いております。それ以外に資格があれば、この項目に書いていただくとか、その下に、設計業務名ということで5つの枠が並んでおります。実績として、庁舎に関する設計を5件まで挙げていいですということで書いておまして、その中の内容を、項目を全部書いていただくことになっております。その後、様式の5から6、7、8ということで、各分野の技術者の実績を書いていただくことになっております。

この評価に書いてあるものを一覧としまして、選定委員のほうに見ていただくための一覧表をつくっております。それを取りまとめということで、内容的にはこの様式の書いてある項目をお見せして御判断いただいているので、こちらに何か問題があるようであれば、その点で指摘があったのではないかと考えておりますが、特に御指摘なく、その内容で進めさせていただいたと記憶しております。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 辻君、そういう中で流れて来たのは、私はそれは一つの持論でいいと思います。私はその一つの持論を、この今のまとめられた資料の中で見てですね、ちょっとまたじゃあお聞きしますけども、じゃあ、配置予定技術者のところの管理技術者、これについてもですね、管理技術者の中で主任担当から技術者、ここは5点なんですよ。一番重要なところに5点なんですよ、これも。そしてから、はっきり言ってから、同種の種類の業務の実績なんか、実績の種類、規模、携わった立場の中で免震、耐震の有無を評価するということで、先ほど来、言われたんですけども、その点数の幅というのが60点というのは、私、素人にはなかなか理解を得ないというのですか。それは、ほとんどの方が理解できてないんじゃないんですかね、委員長、私は思うんですけども。

私は今、見ただけなんですけども、本当に60点というのが物すごくウエートが高いと。今説明されたんですけども、じゃあ、下のところの配置予定技術者のところを見れば5点ですよ。その上の、先ほど言ったのが10点ですよ。その配点について、あなた方は資料に基づいてやったと言われるんですけども、これは、あなた方がですね、事務局に言って取りまとめを行い、技術者の方々と相談しながら取りまとめた。この文章では、事務局がまとめた中で選定委員にですね、提出をしたということなんです、これ。私たち議員の中で見る、この資料の中ではですよ。ですから、私はこの配点についてはどうかなということでしたから疑問を呈したんですよ。

あなた方は技術者としてのそういう考え方があるかもしれませんが、私たち、ずぶの素人を見て、この文字の活字から、配点から見た場合には、管理技術者、管理技術者のところで60点と5点、それと10点という内容についてしっかり見てくださいよ。我々素人として

は、何でこんなに差があるのかなということしか、この資料のもとでは私は考えられないということで指摘をしておきます。そのあたりについては何か。

結論からいえば、60点は下の5点のところは、10点とか15点とか20点ぐらい配点してもよかったんじゃないかなということだし、結論から言えば。技術的な問題は別として、この活字の中ですよ。この資料の中で見た範囲内では。あなた方は内輪の中で、いろんな資料等、さっき言った業務委託の（聴取不能）のところでですね、先ほど来、説明が随分あったんですけども。

どうぞ、説明してください。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

今、委員御指摘のところでございますが、今回の、まず事務局にて取りまとめというのは、八代市を介して、こちらに発送で送っていただいたということで、一応取りまとめということでございます。

それから、点数化をしたものは、原本をつけてですね、各委員に確認をしていただくという作業をしておりますので、こちらのほうはあくまでも取り扱ったというふうな見方をしていただけだと思います。

それから、こちらの配点の分配に関しましては、これも委員の先生方にいろいろ御議論いただきました。その中で、60点という配点は、私もですね、大きいなというふうな捉え方したんですが、ただ、今回、先ほどちょっと申し上げました、全国的に技術者が少ないという中で、ここの会社はこれだけそろえられるということを見ないと、実際、絵に描かせてもできないじゃないかというふうなところがあるんだというふうな先生方の御意見もございました。ですので、今回は技術者の点数は非常に重きを置くだということで、最終的に御判断なされたというふうに記憶しておるところでございます。

す。

以上です。

○委員（山本幸廣君） 係長にもそのような、私の質問に対する理解をいただきましたので、これ以上は質問いたしません。

○委員（亀田英雄君） 今の山本委員の関連なんです、その今の5点というこの配点です。技術者の繁忙度ですよね。技術者を確保できるかという視点に立てばです、繁忙度というとは点数が高くてしかるべき部分かなと。忙しかれば確保できんという話やけんです。そこを重視したというなら、5点じゃ少なかつじやなかろうかという疑問が湧きましたが、それに対して事務局では何も考えなかったんですかね。今言いな話とこん配点の度合いが若干違うような気がします。

垣田係長でよかったですかね。この前、いろいろあったにしてもです、責任者が答弁出てくるべきじゃなかったですか。何か言われたんですけどねとったっちゃしょうがなかですばい。

○委員長（前垣信三君） いやいや、委員長から少し執行部と確認をしたいと思います。

今、皆さん方の御意見は、この60点、5点、このあたりが非常に疑問視されてますね。私も技術屋ですからよくわかります。ただ、その説明の中で、何で5点だったのか、それはどなたがお決めになったのか、ここが一番問題かなと思います。選考委員の先生たちが、配点はこういうぐあいですよと示された内容であれば、それで仕方がないと思うんですが、役所的にどうこう点数の操作したわけではないと思うんですね。では、60点、5点はどういう形でお決めになったのか、そこがまずはっきりすれば、もっと話が先に進むのかなと思いますが、どうですか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係参事（辻 雅彦君） 辻から御説明申し上げます。

まず、この技術者の実績、60点といいます

のは、技術者の数が1、2、3、4、5と、最低5名記入する必要があります。この5名がそろっていなければ応募することはできないというのがございまして、それぞれの持ち点でいきますと、管理技術者と総合主任担当技術者が15点ずつということになります。あと各専門の構造、電気、機械の技術者については各10点ということで、トータルすると60点ということで、重視はしていますが、点数1個1個につきましては、余り高い数字が出せないというのが実際です。

あと、技術者の繁忙度合につきましては、もともと忙しくて仕事ができないという方は基本的には点数がつけられないのですが、これ自体は、実績があつて、ある程度仕事ができないと実際に応募ができない、実際に技術提案書を出すためにもかなりの作業をお願いするわけですから、こういう状態の中で実際に応募できる方が5者なり6者なりいたということで、これはそのときの仕事の持ち分がそれぞれの各社違いますので、大きく点数をつけても仕事は何月に終わるかというのを判断すると非常に難しいものがございまして、件数として繁忙度が、ある程度数があれば配点はしない、ある程度の数以下であれば配点するという形の内容になっております。

以上、御説明申し上げます。

○委員長（前垣信三君） 今、辻参事のほうから説明がありました。この表を見ていただくとですね、その60点の根拠が出ているとは思いますが。5項目を白黒、白黒、白黒と5つに分けてありますよね。この左の表を見ますと、管理技術者が配点が3、それと総合で3、あとの構造、機械、電気については2で見ておられます。ですから、このあたりはですね、非常に細かい評価をされて、極端な話、一番上の管理技術者を2で、主任も2で、あとの構造、機械、電気を1にすれば、もっと60点自体は減ると

思うんですが、その内容としては最低2をつけないと評価ができないという意味ではないかなと思うんですね。そのあたりが、この下の構造、機械、電気については2の評価、そしてあとの総合的なもの、あるいは管理技術者については大事なものだから3の評価かなと私なりには思います。ですから、それを総合して、それぞれが、各業者さんがこの内容に応じて提案をされた、その数値がここにあらわれてきて、総計をすると60点になるのかなという。これは私の気持ちなんです。

それと下に、先ほどおっしゃった、何だったかな、5点のところ。5点のところは、基本的にはその担当される5人の方がもし仕事に従事されるときに繁忙度を比較されたと思うんですね。内容によっては、もしとられたら、ある程度のやりくりはできるのかなと。これは私個人が思うんですが。

ですから、おっしゃった部分の60点という意味はですね、基本的に技術者を非常に高く評価をされておるのかなという気がします。それにも増して、この当初、全然お話がなかった地元設計会社参入を10点入れていただいているということは評価をしたいと思うんですね。そのあたりをですね、もし理解が、執行部の説明の中で、私が補足した分がいいかどうかわかりませんが、そのあたりを含めてですね、まず検討いただいた上で御質問なりをいただくと助かります。

○委員（成松由紀夫君） 済みません、委員長が今、点数の積み上げの解説は理解するところなんです、わかりやすくてですね。要は、私はそもそも論なんです。この間、ちょっと体調不良ですね、欠席して申しわけありませんでしたが、実際、ユーチューブでちょっと確認をいたしましてですね、そもそもこの点数ですよ。点数の話を出す、出さないの議論の議論の議論なんですけども、私は正直びっくりし

ております、出てきたのが。出てきて、今、いろんな話が展開されよつとですけども、総じてこの間の感想からというか、白紙という文言が飛び交うたり、課長さんがえらいつるし上げられるというかなですね、少し人格否定も含めたような発言も、私はですね、そういう感が否めなかった中で、点数を出す、出さないという話になって、実際、きょうこれが出てきてですよ。

先ほど委員さんが1とか6とかのこういうもろもろの、多分出てくればこういう議論になるだろうし、実際問題言うて、これは義務的経費でですね、去年可決しとる部分がある中の債務負担行為の予算であって、ちょっとそもそも論で、冷静なちょっと感覚から言わせると、これ、点数を出して大丈夫なのかなというのをまず聞きたいんですけど。大丈夫なんですか、執行部の方。

○委員長（前垣信三君） 済みません、委員長のほうから答えてよろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） いや、執行部に。委員長はその後、解説で。執行部から、大丈夫なのかどうか。

○委員長（前垣信三君） 答えますか。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

点数を出すことというのは、今後の審査等で再び使う場合に非常に不利益になることはあるかもしれないと思っております。ただ、今回ですね、非常に1月21日の審査後もですね、なかなか御開示ができなかった中で、委員の皆様には非常に御心配をおかけしたということもありまして、今回お出しして、ただ今後の取り扱い、本日の取り扱いも含めて今後の取り扱いもですね、十分に気をつけながらということで、こういった内容で執行部はちゃんとしてる——、ちゃんとといいますか、きちんと審査のお手伝いをしていたということを御理解いただければという思いから今回提出させていただいたということです。ですから、今後同じようなケ

ースが発生するかもしれません。ただ、内容的にはこういったものでやらせていただいていますという御理解、御認識をいただければ幸いです。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） 不利益を生じるかもしれない、そこなんですよね、一番危惧すべきは。これを見れば、当然、1等、2等、3等賞って出てくるわけでしょう。で、次点のところは確実にわかるわけですよね。そういったところが不利益をこうむるかこうむらないかというのはそれぞれの会社の考え方なんでしょうけども、これを議会が義務的経費の部分で点数開示を要求して、そして実際、審査委員さん方には、多分お断りに行かれたのか何なのかされたんでしょうけれども、実際、業者さん方、これは点数開示が前提でプロポーザルはされてないですよ。

私も環境センターの建設環境委員長当時に物すごく配慮しました、そういうところを。ただ、あれは総合評価の部分で。総合評価の分とプロポーザルというのはそもそも論が違う部分ですね、そこをやっぱり、執行部に大丈夫か、大丈夫かという問いかけをしながらの中で、かわせみグループだ何だという表現はともかくとしてというところに出てきた。

この、こっちのプロポーザルの部分は、こういう点数が開示される部分で、委員さんたちですよ。私がもし委員の立場であれば、これを開示してどういう反応というか、どういう御意見だったのかもちょっと参考に教えていただいていいですか。委員さん方、委員長も含めてですね。皆さん、おんなったっかどやんか知らんけど、中身を。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

委員の先生方に御相談を差し上げました。その際には、今、成松委員おっしゃいましたとおり、当初はですね、できるだけいろんな面に配

慮するということが必要だということで進めてきたことです。ただ、今回、特別委員会だけに、この特別委員会の委員さんだけにしか、今、お配りをしてないものです。ですので、今回そういうことで、ちゃんとした補足の、こういった理由があって今まで出せなかったんだということをやちゃんとつけ加えてもらえば出してもいいですよ。ただ、先ほどのお話し合い、今後のですね、審査委員を受けられる方々への影響、それから審査項目への影響というのは、多少懸念されるということも附帯意見としていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（前垣信三君） 私のほうからよろしいですか。

○委員（成松由紀夫君） いや、もう1点。

続けてですが、この入札されたところの会社とかの同意は要らないんですか、公表に当たっては。

○新庁舎建設課新庁舎建設係長（垣田治嗣君）

今回、参加されました会社のほうに申し上げておりましたのは、実際、提案された提案書、これは技術力の集大成でございますので、これは公開しないでほしいということでした。ただ、審査点数に関しましては、あくまでも審査委員会の取り扱いでございますので、業者のほうはですね、点数については、特に意見はございません。

ただ、今回、非選定になられた3者がいらっしやいました。この方々はどのようにして非選定になったんですかという理由を聞かれます。その際に、多分どこの自治体もですね、点数開示をしたり、内容表示をしてるのかもしれませんが、今回、八代市の審査委員会のほうはですね、できるだけ点数開示をしないで、それからうちのどこが悪かったんですかというふうにより業者が聞かれたら、あなたのところはこの項目は評価されてましたよということで回答を出し

てあげてくださいという、そこまで配慮をしていただいたところです。ですから、点数に関しては、業者のほうにはですね、開示します、しませんというのは、業者側は本当は開示してほしいんですけども、審査委員会は、ごめんなさいということで表示を避けていたというやりとりはありました。

ただ、今回はこの場ですので、特別にこういった点数をお出ししてしますのでですね、そこにはちょっといろんな御理解が必要かと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（前垣信三君） 私のほうからよろしいですか。

冒頭、皆さん方にはおわびをしましたが、基本的には委員長としてですね、今のこの開示、もっと早くすべきだったと思うんですよ。ですから、この前の委員会でこういうお話が出た。その後、執行部と話をしまして、特別委員会には全部資料を出しなさいと、中身がわかったらんからこういう話になるんじゃないかということで打ち合わせをしました。そのときに、業者名なり、審査委員の名前は出すわけにはいきませんが、現在ある資料は全部お出ししますというのがきょうの資料なんです。

本来ならプレゼンテーションが終わって、最優秀賞のところと契約をされたんですから、それはそれで構わないんですが、それ以前に開示することは非常に難しかったと思うんですね。業者が決定をされて、その後、特別委員会を開くなりして、この内容を皆さん方にいろんなものを開示して、お諮りしておれば、こんなことにはならなかった。これはあくまでも委員長としての不徳ですけども。

今回、執行部がですね、出せるものは全て出しますと。また後で小会をしますが、小会の中にプレゼンテーションを全部用意をさせました。それを見ていただくとですね、プレゼンテーションの効果が実は契約には至っていないん

です。そのあたりも含めてじっくり見ていただこうかなと思います。

皆さん方にお配りしてあるこの資料を見ますと、これは私がですね、わかりやすいように5者をまとめてくれと言ったから、こうなりました。びっくりしたのは、最優秀賞のところのプレゼンテーションがよかったわけではないんですね。私は、さきの委員会のとき、これもお謝りせにやいかんのですが、一番優秀なところを選考して話になつとる、私は非常にいい案だと思ったもんですからそう申し上げたんですが、実は打ち合わせをしてみると、最優秀ではないんですね、プレゼンテーションの案は。だから、そのあたりを含めてですね。

執行部としては、私たち委員会の内容として全て出してくれたと思いますので、今、これをやっとかんと、また後でいろんな問題が出た場合に委員会が混乱をするといけないと思ひましたので、出させていただきました。

○委員（成松由紀夫君） 委員長は専門知識があらわれるのでですね、そこはいいですよ、主観は。それはそれぞれみんな考えることだし、これは委員さん方がいらっしやって委員さん方が評価されていく部分なんで。決まった後で、それを委員さん方に話したときに、今の係長のニュアンスじゃ、取り扱いにはやはり注意しなければいかんということでしょう。

きょう、これを出されるのも、例えば小会とってですね、ちょっと閲覧して、そして審議つていうことだったらわかるんですけども、これが公表されて、議会に放映されて、そしてこれを今やっとかないかんというような、これは見解の相違になつとるんですが、そこまでやったときに、委員さん方、業者さん方の不利益云々ということも係長から出とりますね。そうすると、ユーチューブのこの間の発言を聞いとれば、白紙だの何だのというような御意見も委員さんから出とる。むしろ騒ぎが大きくなるじゃないけ

ちょっと答弁、よかですか。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 新庁舎建設課の谷脇です。よろしくお願いします。

今、成松委員のほうから御質問がございました形状、形というのが市民に植えつけられるのではないかということに関しましては、先ほど係長が申しましたように、あくまでもこれはイメージですということで再三言っておりますし、今、委員さん方のお手元にあります分は市のホームページのほうにも上げておりまして、ホームページで見られてもやっぱり同じ文言が出てまいります。

これから設計者のほうと市民の意見を聞きながら、市民とか特別委員会にも当然話とかを詰めていきながらできていきますので、あくまでもあれはイメージなんです。イメージといいますか、設計をしたいと思っていらっしゃる方々が、自分ならこうつくります、自分ならばというところの考え方をおっしゃられた資料ということで説明してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（成松由紀夫君） ホームページに出る部分のところのやっぱり注意書きあたりは、しっかりそれがぼんち出るような形にしておいてほしいのと、それとやっぱりプロポーザルがですね、実はあのとき、私もようわからなかったけれども、何かかなり有名な方がプレゼンしたとかいうことで、学生さん方がわいわい入ってきて、その設計学を志す若手の方々がですね、入られたりした部分で、へえというような、注目を浴びてるんだなというのは思ったんですが、そういう部分で今後もいろいろ反響等々があると思うので、そこはしっかりまた注意して今後の対応をお願いしたいなということを要望しておきまして、一旦終わります。

○委員長（前垣信三君） 小会します。

（午前11時08分 小会）

（午前11時17分 本会）

○委員長（前垣信三君） それでは、本会に戻します。

先ほど小会中に、委員の方々には、各業者5名のプレゼンテーションを見ていただきました。そのあたりを含めて、今回、この委員会としては、以後いろんな疑問が残らないように、執行部に対して全ての資料を出していただくことといたしました。

この件についてはこの程度にとどめおいて、審査に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（前垣信三君） それでは、予算議案の審査に入ります。議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分を議題とし、本件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

○委員（野崎伸也君） 予算の関係についてはですね、先ほど成松委員が言われたように、義務的経費ということですね、1回承認した部分の債務負担行為の分ということですので特にないんですけれども、済みません、ちょっと今、委員長が言われた趣旨、質問してくださいという趣旨からちょっと外れるかもしれんですけども、今後のちょっとスケジュール的なところがですね、どうしてもやっぱ気になるわけなんですよ、やっぱそこが。きょう、議決、本会議でまた議決というのがあるんですけども、それが過ぎた後、急いではですね、自分たちとしては規模を決めないかんというのがありますんで、もう一回だけ、そのちょっと説明ばいただけんかなと思うんですが、それはよろしいですかね。

○委員長（前垣信三君） 基本的にはですね、

今、委員が心配されますように、なるべく早い時期に委員会を開いて進めていきたいと思えます。ですが、今回はこの議案のことですので、議案のことについて、皆さん方に今、質疑なりをいただければと思います。

○委員（野崎伸也君） わかりました。議案については、特に私はありません。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（古嶋津義君） 1点だけ確認ですが、ここに積立金とありますが、基金に対する利息ですか。161万2000円。

○新庁舎建設課長（谷脇信博君） 新庁舎建設課、谷脇です。今、御質問いただきました160万円でございますが、こちらは平成26年、27年と積み立てました8億円の利子、160万でございます。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。

○委員（古嶋津義君） はい。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 以上で質疑を終了します。意見がありましたらお願いいたします。

○委員（野崎伸也君） 済みません、きょうの委員会の総括的な意見でもよろしいですか。

○委員長（前垣信三君） どうぞ。

○委員（野崎伸也君） 今回、異例ですね、2回、委員会開くことになったということでありましたが、一番のやっぱりその要因というのが、執行部のほうから説明があったことがちゃんとですね、履行されてなかった。公開プロポーザルの中でですね。というのが、一番のネックだったのは、やはり提案された業者さんたちがですね、具体的な階数だったり、配置だったりというところを絶対出てこないんだというようなところが、再三にわたり執行部のほうから説明があった中でこういった状況が出て

きてですね、委員会のほうも2回開くことになった、不審に思われる部分があったと。委員の皆さんがですね。というのが一番だったというふうに思うんです。

執行部としてはですね、今後そういったことがないようにですね、先ほども言いましたとおり、この基本設計というのをですね、早期につくり上げていきたいという気持ちは一緒ですから、事前にいろいろと委員長、副委員長とも相談をやってられると思いますけれども、いろんな資料の開示だったり、いろんなことが決まっていく過程においてはですね、速やかに委員会のほうには説明をいただければというふうに思いますので、一応、よろしくお願いいたします。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（亀田英雄君） 同じ話なんですけど、情報公開というのが、今の時代、やっぱり一番大事だと。そして、透明性の確保ですね。それにやっぱり取り組まれたという点は評価したい。もっと早く取り組まれていただければよかったのかなというふうに思います。その姿勢を忘れないでいただきたいのと、もう1年前の話になつてすよね。総務委員会でも話したんですが、財源の確保というか、起債をどうするかということのまだ報告があっておりません。それについてもしっかり取り組んでいただいて。1年前は間に合わんちゅう話だったんですけど。それが1年間ずれ込んだ話にもですよ、やっぱりしっかり取り組んでいただいて、タイムスケジュールをまた見直していただいてですよ、なるべく早く取り組んでいただくようお願いしたいと。

○委員長（前垣信三君） わかりました。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） なければ、これより

採決いたします。

議案第6号・平成29年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分について、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(前垣信三君) 挙手全員。本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 異議なしと認め、そのように決しました。

◎新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査(新庁舎建設事業に係る財源について)

○委員長(前垣信三君) 次に、特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

本件について、1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

それでは、新庁舎建設事業に係る財源についてをお願いいたします。(「ちょっと小会よかですか。資料持ってきてとらんとですが。ありますか」と呼ぶ者あり)

○委員長(前垣信三君) 資料はありますか。

○委員(山本幸廣君) あるある。それと委員長、よろしいですか。先ほどから出ていました回収の資料はどれね。どれ、どれ、回収の資料は。

○委員長(前垣信三君) 小会します。

(午前11時24分 小会)

(午前11時26分 本会)

○委員長(前垣信三君) 本会に戻します。

○財政課長(尾崎行雄君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 財政課の尾崎です。お世話になります。

それでは、今お配りしております新庁舎建設事業に係る財源について説明させていただきます。

上から(ケース1)となっておりますが、こちらは、従来から考えております事業費から基金を差し引いた残りを起債しまして、市債額をふやさない場合ということでつくっております。そのAのケースで合併特例債を使った場合でございますが、こちら事業費の①、総事業費を112億円とした場合に、②にあります、非適債事業費が3億9800万円を予定しております、その差し引きの③は108億200万円が適債事業費となっております。これに④の基金26億円を差し引きした場合に、合併特例債の充当率を掛けますと、⑤の77億9170万円の起債額となります。そのときに、一般財源(A)となっておりますが、事業費から基金及び充当率95%を差し引きしました残りの5%分を合わせますと、⑥の8億830万円が一般財源(A)となっております。

次に、市債償還の欄で、償還額88億9107万4000円となっておりますが、こちらは⑤の77億9170万円を一番欄の外側、右側になりますけれども、合併特例債の場合、25年のそのうち3年間を据え置き期間という借入条件で試算しまして、借入利率につきましては1%で試算した場合に、償還額が88億9107万4000円となっております。

この償還額に対しまして、交付税算入率が70%に合併特例債はなっておりますので、緑色の交付税の算入額が62億2375万2000円になります。それを償還額から差し引きますと、一般財源(B)になりますけれども、26

億6732万2000円となっております。

その⑥の一般財源（A）と今申し上げました一般財源（B）を足しました分が一般財源総額ということで、⑧の34億7562万2000円となっております。

今回、それに対しまして試算しておりますのがBの場合で、災害復旧事業債を活用した場合が、事業費及び非適債分は、Aの場合の合併特例債と同様でございまして、適債事業費の108億200万円に対しまして、基金を同様に26億活用した場合に、充当率が災害復旧事業債の場合100%となりますので、市債の額が⑤の82億200万円となります。

一般財源（A）になりますと、非適債事業費分の3億9800万円だけが一般財源（A）となっております。

この場合に、災害復旧事業債の場合に82億200万円起債した場合には、こちらも欄外に借入条件といたしまして、15年のうち4年据え置きから11年のうち据え置きなしという借入条件で、こちらも借入利率は1%で試算いたしますと、償還総額が87億836万8000円となっております。

こちらの災害復旧事業債につきましては、交付税算入率が、毎年毎年の償還額に応じてですね、算入率が変動するんですけども、今回算入率の平均を出しましたところ、85.3%というところで試算結果が出ておりますので、それで計算しましたところ、緑色の交付税の算入額が74億3237万5000円、差し引きの一般財源（B）ですけれども、12億7599万3000円という試算が出ております。

よりまして、一番右側の⑧なんですけれども、一般財源総額が災害復旧事業債を活用した場合には16億7399万3000円となっております。

それをですね、その下のほうに横長の図であらわしております。総額がAの合併特例債の場

合は、総額122億9937万4000円、そのうち交付税分が先ほど申しました62億2375万2000円。実質の市の負担額というところを赤い色で表示しておりますが、そちらのほうは60億7562万2000円となっております。これに対しまして、Bの災害復旧事業債を活用した場合には、総額が117億636万8000円、そのうち交付税が74億3237万5000円。赤い色の実質の市の負担額としましては、42億7399万3000円となっております。

次に、その下のケース2の場合を試算しております。

今申し上げましたBの災害復旧事業債に対しまして、こちらのケース2の場合には、適債事業全体を起債しまして、償還に基金を活用する場合ということで、Cを試算しております。

Bの欄は割愛させていただきまして、Cの欄の災害復旧事業債（基金なし）というところをごらんいただきたいと思います。事業費112億、非適債事業費は3億9800万、適債事業費108億200万と、基金の④の欄がゼロになっております。こちらも災害復旧事業債ですので、充当率は100%となっておりますので、⑤の市債額は108億200万円となっております。

それで、一般財源の（A）の欄は、非適債事業費分の3億9800万円となっております。

こちらのCの場合の災害復旧事業債につきましては、同様に欄外にですね、借入条件といたしまして、18年の4年据え置きから14年の据え置きなしという条件で、借入利率1%で試算いたしましたところ、償還額が116億3100万5000円となっております。こちらにつきましては、平均でございまして、交付税の算入率が85.4%となっておりますので、緑色の交付税算入額が99億2976万6000円となりまして、差し引きの一般財源（B）に

つきましては、１７億１２３万９０００円となっております。ここの一般財源の償還分に基金を今後活用させていただければという試算をしております。こちらのＣの場合の一般財源総額につきまして、⑧でございますが、２０億９９２３万９０００円となっております。

下の、それをですね、図であらわしておりますが、Ｃの欄で総額１２０億２９００万５０００円となっております。そのうち交付税が９９億２９７６万６０００円でございます、赤色の実質市の負担額といたしましては、２０億９９２３万９０００円ということで、今申しましたＡ、Ｂ、Ｃそれぞれのケースの場合で試算しましたところ、Ｃの分につきまして、一番実質の市の負担金が少なくなるということで、今回財源について御提案させていただきたいと思っております。

参考までに、裏側ですね、交付税の仕組みのほうを御説明させていただいてよろしいですか。

○委員長（前垣信三君） どうぞ。

○財政課長（尾崎行雄君） こちらがですね、今回２８年度ですね、合併算定がえの数値ということで、基準財政収入額１２９億９００万が基準財政収入額で算定されております。

それと、その下に基準財政需要額が３００億８７００万となっております、その基準財政需要額の内訳としては、個別算定の経費（公債費除く分）と包括算定経費、こっちは人口とか面積に応じた分でございますが、それと個別算定経費の公債費分というのがございまして、こちらの分の固定としております個別算定経費のほうに今回の金額が入ってきまして、この基準財政収入額と需用額の差額分が交付税と臨時財政対策債で措置されているという状況でございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（前垣信三君） 本件について、何か

質疑、御意見等はございませんか。

○委員（野崎伸也君） 説明いただきまして、ありがとうございました。

Ｃを財源についてはやっていくんですという説明でよかったですかね。方向性はＣなんですよっていう話でよかったですかね。

○財政課長（尾崎行雄君） はい、そのように考えております。

○委員（野崎伸也君） わかりました。

実質負担金ということがあつとですけども、償還していくときに、毎年毎年ですね、実質ゼロ円じゃなかばってんが、毎年毎年ですね、お金払っていかんばん公債費っていうのがですね、あるわけなんですよ。そのところはこれで見えます。わかります。毎年、じゃあ、幾ら払っていくんだということですけども。

○財政課長（尾崎行雄君） 申しわけございません、この資料ではですね、ちょっと見えにくいと思います。

○委員（野崎伸也君） だと思ふんですね。そこばですね、やっぱちょっと気にするんですよ。

というのが、やっぱこの庁舎建設の毎年の負担分っていうのが公債費の中に入っていくわけですから、そのほかの公共事業とかも含めた市債分ですね、返済額っていうのがどんなふうに変動していくかっていうところをちょっと見たいなっていうのがあったもんですから、そこんところがちょっと気になったわけで、今後、多分説明のほうをしていただけると思ふんですけど。

この実質ゼロ円っていうのがですよ、非常に、何ちゅうとですかね、今、携帯会社とかでようそやんとが出とつとですけども、非常に何か消費者を惑わすっていうふうな思いが、私、あるもんですから、今回も実質負担というのがですね、あるので、ちょっとそこは気になったところです。あとからまた、そういった毎

年の償還のところを教えてくださいなと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

○委員（増田一喜君） ケース２のほうのＣの欄なんですけど、一番右端、一般財源総額のところの一番右端、枠外に書いてある、１８年（４年据え置き）、それから１８年据え置きゼロ年という、これはどれでされるんですかね。この間、何か２０年まで延びたと思ってるんですけれども。

○財政課長（尾崎行雄君） 災害復旧対策事業債はですね、交付税の算入率が４７．５％から８５．５％まで毎年の償還額に応じて変動する関係上ですね、八代市の財政規模の場合に、おおむね８億円を毎年ですね、程度を超えればですね、最高の８５．５％交付税で算入されるというふうな試算がございますので、できるだけそのようになるようにですね、据え置き期間を調整しまして試算しているところです。最も有利になるような試算をしたところで、２０年まで可能なんですけど、そうしますと、もし２０年で借りたときに、逆に交付税の算入率が下がってくるというのがある関係でですね、今回については一番有利なところを推移できるように１４年から１８年という期間で試算しております。

○委員長（前垣信三君） よろしいですか。

○委員（増田一喜君） ちょっとこの見方を私は間違ったんですね。１８年の４年据え置きから１４年据え置きゼロ年まで、その範囲内でやるという意味ですね。（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）横に分けてあるから、えっと思って。はい、わかりました。

○委員長（前垣信三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 以上で、新庁舎建設

事業に係る財源についてを終了します。

そのほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 以上で、新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査の件についてお諮りをいたします。

本委員会の特定事件であります新庁舎の機能、規模、予算など新庁舎建設に関する諸問題の調査については、なお調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（前垣信三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、新庁舎建設に関する特別委員会を散会いたします。

（午前１１時４２分 散会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

平成２９年３月２１日

新庁舎建設に関する特別委員会

委員長